成年後見

発行:新宿区社会福祉協議会 新宿区成年後見センター

令和3年12月1日発行

センターだより

第19号



応援します! 親族後見人!



後見人になるためには?









成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などに より、判断能力が十分でない方の**権利を守る制度**です。

左のマンガのように認知症になった親族の不要な契約を取消したい、親族の医療費支払いのために銀行に行ったら後見人をつけるよう言われたなど、後見人になろうと考えるきっかけは様々です。

次頁から、法定後見制度の概要、実際の申立ての流れを、 親族の方からのよくある質問とともに説明します!

新宿社協のホームページでも 後見制度の内容を確認できます!





成年後見センターで相談できること

- ◎ 親族による後見を検討している方
 - 後見人について、親族がよいか、専門職が よいか迷っている
 - ・後見申立書類の書き方を聞きたい
 - ・成年後見人等の業務について聞きたい…など
- ◎ 親族の後見人等になった方
 - 後見業務の内容で分からないことがある
 - ・後見業務の書類はこれで大丈夫かな?
 - ・関係者や裁判所との調整が不安… など



◆成年後見制度(法定)の概要

◆後見人等の役割



①身上の保護

その人らしい生活を送るため、本人の生活・介護・福祉にかかわる契約などのお手伝いをします。

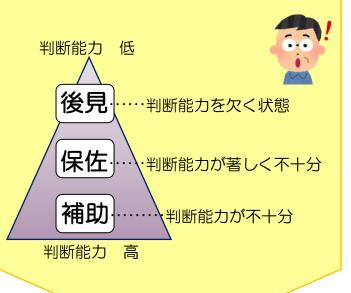
②財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本人の ために必要かつ相当な支出を計画的に行 い、資産を安全に管理します。



- ◆利用を開始するときには?
- ⇒本人の住所地を管轄する家庭裁判所に 申立てします。(23 区は東京家庭裁判所)
- ⇒申立てできる人は、本人・配偶者・四親等 以内の親族・区市町村長などです。

◆判断能力により3つの類型



申立書類はどんなものですか?

- ●申立人が作成するもの
- ①申立書など
- ②親族に関する書類(親族の意見書等)
- ③財産に関する書類 など

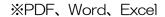


- ●主治医・福祉関係者に依頼するもの
- ①本人情報シート
- ②診断書



- ●区役所、法務局で取得するもの
- ①戸籍、住民票など
- ②本人が登記されていないことの証明書 など

申立書類はこちらから ダウンロードできます





後見サイト



後見人を取消すことはできる?

- ●後見等開始申立て後、申立を取り下げるには、 家庭裁判所の許可が必要になります。本人保護の 立場から、基本的に取り下げることは難しいです。
- ●後見人等が決まった後は、原則として、本人が 亡くなるまで後見人等の活動は続きます。



ポイント

補助と、保佐(代理権※ をつける場合)は、申立てに本人の同意が必要です。 後見の場合は、本人の同意は必要ありません。



※代理権:本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

◆申立て~後見等業務の流れ

- ◆申立準備
- ◆面接予約
 - ◆申立て
 - ◆面 接

◆審 杳

家庭裁判所が精神鑑定、調査、親族照会など 必要な審査を行います。

◆審 判

家庭裁判所から審判書が、申立人、本人、 後見人等に届きます。

◆後見登記

法務局に登記されます

◆職務説明

職務の進め方について家庭裁判所から 説明があります。

◆初回報告

本人の財産目録、年間収支予定表等を家庭裁判所に提出します。

◆定期報告

年に一度、財産目録や年間の収支を 家庭裁判所に提出します。



後見人等候補者、監督人って?

●後見人等候補者

申立書には、後見人等の候補者名を記入することができます。ただし、後見人等は家庭裁判所が決定するため、司法書士・弁護士等の専門職が選任される可能性もあります。

●監督人

弁護士等で後見人等の業務の監督をする人です。 本人の流動資産※が多い場合など、家庭裁判所が 選任します。

※流動資産:すぐに現金化ができる預金、株券等



かかる費用はどのくらい?

①申立時

- 収入印紙 3,400~5,000 円
- 郵便切手 3,270~4,210円
- 診断書代 数千円程度
- ・ 公的機関で取得する書類代



②審查時

鑑定費用(家裁が必要と判断するとき。約6%) 10~20万円

③後見登記後

- ・ 後見活動にかかる実費
- ・後見人等の報酬 (年1回まとめて支払い)◎個別ケースの資産や活動状況により、家庭裁判所が個別に決定します。
- 後見監督人報酬

チェックン

<流動資産額>後見監督人報酬の目安5千万円以下1~2万円(月額)5千万円超2.5~3万円(月額)





後見センターレポートから

東京家庭裁判所後見センターでは後見人等が後見業務を行う上で参考となる事項をまとめたレポートを不定期で発行しています。 実際の後見センターレポートは URL・QR からご確認ください。



後見センターレポート

https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html



↑ ◎親族候補者が後見人に選任されることは少ない? vol.21 (命和2年1月)

- (1) 最高裁判所の統計では親族後見人が選任される割合が年々低下していますが、 東京家庭裁判所後見センターは、そのことについて以下のように掲載しています。
 - ①親族後見人を候補者とする申立て、そのものが少ない。
 - ②親族を候補者として申立てし、後見人等に選任されないケースの方が少ない。
- (2) 親族が選任されない主なケースとして、以下の4ケースが例示されています。
 - ①親族間に意見の対立がある
 - ②ご本人が親族候補者の選任に反対している
 - ③候補者がご本人の財産を投資等により運用する目的で申立している
 - ④候補者が健康上の問題や多忙などのため適正な後見事務を行うことが難しい



◎親族後見人には必ず後見監督人が選任される? vol.22 (令和2年1月)

親族後見人が選任される場合、後見監督人が選任される場合とされない場合があります。 後見監督人が選任されるケースは、下記2点を基本とし、事案ごとに裁判所が判断します。

①ご本人の流動資産額が、おおむね 1000 万円以上になる場合

②後見人による後見事務の遂行に関して、専門職の支援を受けることが望ましい場合 また、監督人は、後見人が選任された際に同時に選任される場合、あとから追加で選任 される場合のほか、課題解決により後日監督人の辞任が認められる場合があります。

参考:後見センターレポート vol.21、vol.22(令和2年1月)東京家庭裁判所後見センター



後見入力フェのご案内





新宿区社会福祉協議会では年に3回、後見人同士が情報交換を行うカフェを実施しています。後見活動をする上での心配事や、他の後見人に聞いてみたいこと、工夫して乗り越えたエピソードなどを話し合える交流会です。

次回は12月9日(木)18~20時を予定しています。 今後の開催予定は、こちらからご確認いただけます!

新宿区成年後見センターのご案内

【住 所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20

(新宿区社会福祉協議会内)



[E-mail] skc@shinjuku-shakyo.jp [URL] http://www.shinjuku-shakyo.jp

【開庁時間】月~金曜日 午前8時30分~午後5時(祝日除く)

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。



